

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月9日

徳島県監査委員 鹿山公弘
同 大西康生
同 福山正啓
同 木下賢功
同 仁木啓人

監査結果の公表年月日	令和8年2月13日	
監	査の結 果	講 じ た 措 置
(1) 収入事務において適切でないもの	<p><保健製薬環境センター> 有価物の売却に係る契約において、随意契約ができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、塩化銀回収物の売却について、事務担当者が随意契約ガイドライン2号の例にある「目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき。」の項目に該当すると誤った解釈をし、入札には適さないと思い込んだため、各種規則の確認等を怠り、また、決裁ラインの職員も確認すべき事項を見落とししていたものである。 今回の指摘を受け、所内で情報共有を行い、職員全員が会計事務再チェック研修（契約事務）を joruri ビデオで受講した。 また、令和7年度分の売却については、契約事務規則に沿って、一般競争入札を実施した。 さらに、契約をする際は、その都度、根拠法令及び各種規則に照らし合わせて事務を執行する必要があることを、改めて総務企画担当内での共通認識とした。 今後は、適切な事務処理を行っているかの最終確認を総務企画担当リーダーが行うこととし、再発防止に努める。</p>
	<p><南部総合県民局県土整備部〈阿南庁舎〉> 河川占用許可事務において、占用料の未徴収や占用許可更新手続の不備のほか、関係書類の誤廃棄を行ったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、令和3年度以降、担当者による河川占用台帳の更新が不十分であったことや、関係書類の誤廃棄を含む不適正な事務処理が行われていたことを組織として気づけなかったことが主な原因である。 占用料の未徴収案件については、占用者に対し説明を行い、納付の協力を求めたことにより、令和7年度末時点において8,533,803円のうち8,190,333円（96%）の納付を達成している。 占用許可更新手続の不備案件については、対象者に申請手続が必要となる旨の連絡を行い、令和7年度末時点において96件のうち95件（99%）について、更新申請の手続を完了している。</p>

		<p>関係書類の誤廃棄については、文書の廃棄作業を徳島県公文書管理規程に基づく廃棄協議に対する通知を受けた後に行うことを徹底するとともに、廃棄予定の公文書ファイルに文書保存ラベルを添付し、担当職員以外でもファイルの内容や廃棄時期が明確に判別できるようにしたうえで、非廃棄文書との混同が起こらないように別途保管する区画を設けることとした。</p> <p>なお、占用料を徴収する河川、道路、港湾などについて監査対象年度を含む過去5年間の調査を行った結果、同様の事例はなく、関係書類の誤廃棄についても該当する事例はなかった。</p> <p>今後も、未徴収等案件の解消に努めるとともに、担当者一人ではなく、サブリーダー、担当リーダー等による複層的なチェック体制の強化や河川占用台帳の確実なデータベース化、管理職において年間の業務計画の確実な管理を図るなど、組織として再発防止策を徹底する。</p> <p>また、関係書類の廃棄については、廃棄作業の際に、廃棄コンテナへの封入作業を公文書取扱責任者、公文書整理担当者等を含む2名以上で行うこととし、各廃棄文書について、廃棄協議文書一覧により廃棄協議が完了していることのチェックを行う。</p>
<p>(2) 夜勤手当の支給で適切でないもの</p>	<p><徳島学院> 夜勤手当を支給すべきであったにもかかわらず、支給されていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案については、所属内で共有していた超過勤務手当等の処理区分表に記載誤りがあり、夜勤手当の対象となる時間帯に当該手当が支給できていなかったものである。</p> <p>未支給の夜勤手当については、労働基準法にのっとり速やかに追給処理を行い、対象職員に対して支給を完了している。</p> <p>記載誤りがあった処理区分表については、直ちに修正した上で所属内で周知を徹底した。今後においては、対象職員が正確にシステムへ入力するとともに、給与担当職員及び管理職員が重複確認を行い、給与事務の適正な執行に努める。</p>
<p>(3) 契約事務で適切でないもの</p>	<p><南部総合県民局県土整備部（美波庁舎）> 委託契約において、予定価格を定めていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、排水機場管理業務及び自家用電気工作物保安管理業務に関する委託契約を締結した際、予算の節残額の範囲内であることの記載をもってたりるものと事務担当者が思い込んでいたため、適切に予定価格を設定できておらず、また、決裁時にもその記載を訂正させていなかったものである。</p> <p>指摘を受け、契約事務に関する根拠規定等について、全職員へ周知徹底を行うとともに、事務担当者のもとより、担当リーダー及び次長が、事務手続が適正になされているか、厳重にチェックを行い、再発防止を図ることとした。</p> <p>なお、監査対象年度において同様の誤りがないことを確認している。今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努める。</p>

	<p>＜南部総合県民局県土整備部（美波庁舎）＞ 委託契約において、予算成立前に見積合わせを行っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、自家用電気工作物保安管理業務に関する委託契約を締結した際、遅滞なく継続して管理できるようにしなければならないと考え、予算成立前であったにもかかわらず、予算執行行為となる見積合わせを行ったものである。 指摘を受け、契約事務に関する根拠規定等について、全職員へ周知徹底を行うとともに、事務担当者はもとより、担当リーダー及び次長が、事務手続が適正になされているか、厳重にチェックを行い、再発防止を図ることとした。 なお、監査対象年度において同様の誤りがないことを確認している。今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努める。</p>														
<p>(4) 収入で未収となっているもの</p>	<p>＜南部こども女性相談センター＞ 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>児童福祉費負担金の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="504 710 1037 847"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>6,370,760円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>6,418,880円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>△48,120円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	6,370,760円	令和5年度決算額	6,418,880円	増減額	△48,120円	<p>未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。 また、未収金ケース検討会議などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。 さらに、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。 今後とも適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。</p> <p>児童福祉費負担金の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="1299 1074 2056 1259"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>6,370,760円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>486,270円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>743,110円</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月31日現在の収入未済額</td> <td>5,141,380円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	6,370,760円	収入済額	486,270円	不納欠損額	743,110円	令和8年3月31日現在の収入未済額	5,141,380円
令和6年度決算額	6,370,760円															
令和5年度決算額	6,418,880円															
増減額	△48,120円															
令和6年度決算額	6,370,760円															
収入済額	486,270円															
不納欠損額	743,110円															
令和8年3月31日現在の収入未済額	5,141,380円															
	<p>＜西部こども女性相談センター＞ 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p>	<p>滞納者に対しては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、管理台帳を整備した上で、</p>														

	<p>児童福祉費負担金の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>1,432,190円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>1,406,940円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>25,250円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	1,432,190円	令和5年度決算額	1,406,940円	増減額	25,250円	<p>期限を定めた督促状や個別の事情に応じた督促文書の送付により納付を促している。</p> <p>また、電話による催告のほか、分納等ケースに応じた償還計画を提案し、納付指導を行っている。さらに、所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努める。</p> <p>児童福祉費負担金の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>1,432,190円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>638,780円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>65,760円</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月31日現在の収入未済額</td> <td>727,650円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	1,432,190円	収入済額	638,780円	不納欠損額	65,760円	令和8年3月31日現在の収入未済額	727,650円
令和6年度決算額	1,432,190円															
令和5年度決算額	1,406,940円															
増減額	25,250円															
令和6年度決算額	1,432,190円															
収入済額	638,780円															
不納欠損額	65,760円															
令和8年3月31日現在の収入未済額	727,650円															
	<p><南部総合県民局地域創生防災部（阿南庁舎）></p> <p>県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>152,706,624円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>105,889,024円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>46,817,600円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	152,706,624円	令和5年度決算額	105,889,024円	増減額	46,817,600円	<p>1 収入未済額の状況</p> <p>令和6年度の「県税」の収入未済額は、主に個人県民税の滞納の増加により、前年度に比べて46,817,600円増加し、152,706,624円であった。</p> <p>税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が91.5%、次いで法人事業税が3.2%、この2税目で県税収入未済額全体の94.7%を占める状況であった。</p> <p>[参考]</p> <p>「個人県民税」の収入未済額 139,682,688円 (対前年度増減 +43,531,310円)</p> <p>「法人事業税」の収入未済額 4,919,572円 (対前年度増減 +2,736,072円)</p> <p>2 講じた措置</p> <p>滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として、集中的に滞納整理に取り組むとともに、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」として、県下全域で県と市町村が連携して徴収の強化に努めた。</p> <p>具体的には、滞納者に対し、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促すとともに、財産があるにもかかわらず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権を差し押さ</p>								
令和6年度決算額	152,706,624円															
令和5年度決算額	105,889,024円															
増減額	46,817,600円															

えるなど、厳正に滞納処分を行った。
 また「滞納分析会議」を定期的を実施し、財産調査により把握した担税能力を基に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。
 このうち、収入未済額の 91.5%を占める個人県民税の未済額の縮減が大きな課題となっていることから、管内全市町（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町及び海陽町）において、県と市町の税務職員の「相互併任制度」を活用した徴収支援体制を整えるとともに、地方税法第 739 条の 5 に基づく個人住民税の県への徴収引継などによる徴収支援を実施し、県と市町が一体となり徴収強化を図った。

3 今後の対応
 今後とも、納期内納付向上に向けた広報、及び適時適切な納税指導により、自主納付を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、管内市町と連携した厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。

県税の収入未済額の状況

令和 6 年度決算額	152,706,624 円
収入済額	83,600,702 円
不納欠損額	1,961,876 円
令和 8 年 3 月 31 日現在の収入未済額	65,970,676 円

<南部総合県民局保健福祉環境部〈美波庁舎〉>
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和 6 年度決算額	1,622,880 円
令和 5 年度決算額	1,632,880 円
増減額	△10,000 円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和 6 年度決算額	16,500,460 円
------------	--------------

1 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施している。
 また、手当の定時支払前には、管内各町に対し受給者の状況調査を依頼し受給資格等を再確認するなど、返納金発生の未然防止や早期発見を図っている。
 今後とも、市町等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努める。

2 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めている。
 また、「債権回収強化月間」を 8 月に設定し、組織的に集中的な納付

令和5年度決算額	17,218,781円
増減額	△718,321円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	7,977,720円
令和5年度決算額	8,350,740円
増減額	△373,020円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,796,980円
令和5年度決算額	1,821,691円
増減額	△24,711円

指導を実施するとともに、生活保護法改正後の保護費との相殺が可能となった債権には、債務者の同意のもと、最低生活に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し、担当職員と母子・父子自立支援員が電話や文書、訪問等による債権回収に取り組むとともに、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、未収金ケース検討会議を開催し、滞納状況の情報共有とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めている。

また、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、償還開始の連絡の際には、入金指導をすることにより新たな滞納者収入未済の発生防止に努めている。

さらに、口座振替の手続を勧奨し、コンビニ収納や口座振替の再引き落としなどの利便性に配慮した収納を進めるとともに、令和7年10月から、債権整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に一部の長期滞納者に係る徴収業務を委託し、より効率的な債権回収を進めているところである。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保に努める。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,622,880円
収入済額	3,000円
不納欠損額	0円
令和8年3月31日現在の収入未済額	1,619,880円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	16,500,460円
----------	-------------

		<table border="1"> <tr> <td>収入済額</td> <td>862,279円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>365,518円</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月31日現在の収入未済額</td> <td>15,272,663円</td> </tr> </table> <p>母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>7,977,720円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>534,266円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月31日現在の収入未済額</td> <td>7,443,454円</td> </tr> </table> <p>寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>1,796,980円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月31日現在の収入未済額</td> <td>1,791,980円</td> </tr> </table>	収入済額	862,279円	不納欠損額	365,518円	令和8年3月31日現在の収入未済額	15,272,663円	令和6年度決算額	7,977,720円	収入済額	534,266円	不納欠損額	0円	令和8年3月31日現在の収入未済額	7,443,454円	令和6年度決算額	1,796,980円	収入済額	5,000円	不納欠損額	0円	令和8年3月31日現在の収入未済額	1,791,980円
収入済額	862,279円																							
不納欠損額	365,518円																							
令和8年3月31日現在の収入未済額	15,272,663円																							
令和6年度決算額	7,977,720円																							
収入済額	534,266円																							
不納欠損額	0円																							
令和8年3月31日現在の収入未済額	7,443,454円																							
令和6年度決算額	1,796,980円																							
収入済額	5,000円																							
不納欠損額	0円																							
令和8年3月31日現在の収入未済額	1,791,980円																							
	<p>＜西部総合県民局地域創生観光部〈美馬庁舎〉〈三好庁舎〉＞ 県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>31,713,109円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>39,476,343円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>△7,763,234円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	31,713,109円	令和5年度決算額	39,476,343円	増減額	△7,763,234円	<p>1 収入未済額の状況 令和6年度の「県税」の収入未済額は、31,713,109円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の88.7%、自動車税が3.4%と、この2税目で県税収入未済額全体の92.1%を占める状況であった。 [参考] 「個人県民税」の収入未済額 28,144,057円(対前年度増減 △4,859,129円) 「自動車税種別割及び自動車税」の収入未済額 1,072,200円(対前年度増減 △1,006,345円)</p> <p>2 講じた措置 滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。 (1) 個人県民税の徴収対策 収入未済額の約9割を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と管内2市1町(美馬市、三好市及びつるぎ町)それぞれと協定を締結</p>																
令和6年度決算額	31,713,109円																							
令和5年度決算額	39,476,343円																							
増減額	△7,763,234円																							

		<p>し、特定の滞納整理業務を共同で実施した。</p> <p>また、地方税法第739条の5に基づき、個人の住民税の一部について徴収引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、管内1市1町（三好市及び東みよし町）で実施している。</p> <p>さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町との「共同催告」による納税推進を、管内市町と連携、集中して実施した。</p> <p>(2) 個人県民税以外の税目の徴収対策</p> <p>自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を開催して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。</p> <p>また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理を行っている。</p> <p>3 今後の対応</p> <p>今後とも、納期内納付向上のための広報、及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。</p> <p>また、個人県民税については、市町との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="1296 927 2051 1112"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>31,713,109円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>12,858,555円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>3,070,698円</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月31日現在の収入未済額</td> <td>16,379,464円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	31,713,109円	収入済額	12,858,555円	不納欠損額	3,070,698円	令和8年3月31日現在の収入未済額	16,379,464円
令和6年度決算額	31,713,109円									
収入済額	12,858,555円									
不納欠損額	3,070,698円									
令和8年3月31日現在の収入未済額	16,379,464円									
	<p><西部総合県民局保健福祉環境部〈三好庁舎〉></p> <p>返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="501 1385 1034 1428"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>1,959,960円</td> </tr> </table>	令和6年度決算額	1,959,960円	<p>1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況</p> <p>「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話や家庭訪問による督促を定期的に行い、債務者の生活状況の実態を把握するとともに、粘り強く納付指導を実施し、収入未済額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、不正受給の注意を喚起するリーフレットを受給者へ配付して不正受給防止について注意喚起するとともに、手当の定時支払前には、町担当</p>						
令和6年度決算額	1,959,960円									

令和5年度決算額	1,964,960円
増減額	△5,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	16,679,916円
令和5年度決算額	16,502,319円
増減額	155,597円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	3,591,422円
令和5年度決算額	3,769,422円
増減額	△178,000円

課に対して全受給者の受給資格の再確認を依頼するなど、町担当課との連携を強化することで、返納金発生未然防止と早期発見に努めている。

引き続き、これらの取組を推進し、返納金の早期納入及び新たな発生の防止に努める。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済が滞る場合があり、このような者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に取り組んでいる。

また、平成26年の生活保護法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能であることから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

さらに、生活保護世帯は一度返納金が発生すると回収が困難になることが多いため、債権発生予防に重点を置き、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配付・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配付の上、仕事や年金収入、世帯の変化など情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状を送付し滞納状況を通知するとともに、滞納者全員に対して、定期的な電話や訪問による償還指導を行っている。

特に、長期滞納者については、連帯保証人に対する償還指導にも重点を置き実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、償還困難事例について「未収金対策会議」を開催して対応を検討するほか、11月を「償還指導の強化期間」として設定するなど、計画的な償還に向けた指導を積極的に行っている。

なお、長期滞納者のうち、借受人及び連帯保証人の死亡等により連絡が途絶えている者3名については、令和7年10月2日付で債権回収業務の外部委託（法律事務所）を開始した。専門的知見に基づく相続人調査及び償還交渉が進行中である。

一方、収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人に「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付から償還までが長期に及ぶ資金については、定期的に住所や連絡先などに関する「状況確認書」の提出を求め、借受人や連帯保証人の状況把握と貸付金償還に向けた啓発を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めている。

また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ「償還開始通知」を発送して償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

さらに、収入未済額の縮減策として、口座引き落としにより償還できる口座振替の手續を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に対する粘り強い償還指導や口座振替の利用勧奨により、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底する。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	1,959,960円
収入済額	7,000円
不納欠損額	0円
令和8年3月31日現在の収入未済額	1,952,960円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和6年度決算額	16,679,916円
収入済額	744,668円
不納欠損額	5,275,767円
令和8年3月31日現在の収入未済額	10,659,481円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和6年度決算額	3,591,422円
収入済額	178,000円

		不納欠損額	0 円
		令和 8 年 3 月 31 日現在の収入未済額	3,413,422 円

監査結果の公表年月日		令和8年3月6日
監査の結果		講じた措置
(1) 文書事務で適切でないもの	<p><徳島科学技術高等学校> 通勤手当について、27件中1件を除く全ての通勤届の任命権者使用欄に必要事項が未記載のまま決定している。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、通勤手当の決定における決裁の際のチェックが不十分であったことが原因である。 指摘を受け、監査対象年度に受理した通勤届を全て確認し、今回誤りがあった26件の通勤届について、任命権者使用欄に通勤届の受理日、決定する自動車等の使用距離、手当の金額等を記載した。 今後は、通勤手当の支給の決定に際し、給与担当者において通勤届の任命権者使用欄に必要事項を記載した後、事務課長が全ての必要項目をもれなく正確に記載できているかを確認した上で、通勤手当の支給額を決定することを徹底する。</p>
	<p><海部高等学校> 非常勤講師の諸届簿において、年度を通じて未決裁のものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、令和6年度の非常勤講師（5名）の諸届簿において、担当職員の認識不足及び管理職員の確認不足により、一年を通じて決裁がなされていなかったものである。 今回の指摘を受け、速やかに当該書類の決裁処理を行うとともに、監査対象年度において同様の不備がないことを確認した。 諸届簿については、職員室に置かれていたものを事務室で保管し、非常勤講師には事務室で記入してもらうこととした。また、記入した諸届簿は給与担当者か事務室長に提出してもらい、学校長まで決裁の後、給与担当者が整理を行うこととした。 今後は、同様の事案が発生しないよう、組織としての重層的な確認体制を徹底し、適正な事務の執行に努める。</p>